

令和4年第1回

八千代市議会定例会議案

八千代市

目 次

議案第 1 号	八千代市立義務教育学校の設置に係る用語の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第 4 号	八千代市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 5 号	八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 6 号	八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第 7 号	八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第 8 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	17 頁
議案第 9 号	八千代市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	19 頁
議案第 10 号	令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 14 号）	21 頁
議案第 11 号	令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 15 号）	21 頁
議案第 12 号	令和 3 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	21 頁
議案第 13 号	令和 3 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	21 頁
議案第 14 号	令和 3 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 2 号）	21 頁
議案第 15 号	令和 3 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	21 頁
議案第 16 号	令和 4 年度八千代市一般会計予算	22 頁

議案第17号	令和4年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	22頁
議案第18号	令和4年度八千代市介護保険事業特別会計予算	22頁
議案第19号	令和4年度八千代市墓地事業特別会計予算	22頁
議案第20号	令和4年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	22頁
議案第21号	令和4年度八千代市水道事業会計予算	22頁
議案第22号	令和4年度八千代市公共下水道事業会計予算	23頁
議案第23号	和解について	25頁
議案第24号	教育委員会委員の任命について	27頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	29頁

議案第1号

八千代市立義務教育学校の設置に係る用語の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

八千代市立義務教育学校の設置に係る用語の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市立義務教育学校の設置に係る用語の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(八千代市都市公園条例の一部改正)

第1条 八千代市都市公園条例(昭和43年八千代市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(1)市民体育館の表個人使用の項中「高校生」の次に「(高等学校(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)」を, 「大学生」の次に「(大学(高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)」を, 「小学生」の次に「(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)」を, 「中学生」の次に「(中学校(義務教育学校の後期課程, 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第5の2の(1)野球場の表中「高校生・大学生野球チーム」を「高校生・大学生の野球チーム」に, 「小学生・中学生野球チーム」を「小学生・中学生の野球チーム」に改める。

(八千代市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 八千代市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例(平成5年八千代市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の1一般使用施設の表温水プールの項中「高校生」の次に「（高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を，「大学生」の次に「（大学（高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を，「小学生」の次に「（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を，「中学生」の次に「（中学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を加える。

（八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成25年八千代市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表施設使用の部トラック・フィールドの款個人使用の項中「高校生」の次に「（高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を，「大学生」の次に「（大学（高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を，「小学生」の次に「（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を，「中学生」の次に「（中学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

義務教育学校の設置に伴い，用語の見直しを行うため，関係条例を改正したい。

議案第2号

八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例

八千代市役所支所設置条例（昭和29年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表八千代市大和田新田15番地の項中「八千代市大和田新田15番地」を「八千代市緑が丘1丁目1番1号」に、「高津支所」を「緑が丘支所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

高津支所を移転するため、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例

八千代市個人情報保護条例（平成10年八千代市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第3号中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改める。

第6条第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

八千代市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なつた」を「なった」に改め、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に、「その」を「、その」に、「行つて」を「行って」に改める。

別記中「別記」を「別記様式」に、「ここに」を「、ここに」に、「且つ」を「かつ」に、「擁護する」を「、擁護する」に、「地方自治」を「、地方自治」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

職員のサービスの宣誓に関する手続等の見直しを行うため、条例を改正いたしたい。

議案第5号

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、同号アに次のように加える。

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削り、同条第2項中「会計年度任用職員」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。））」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(部分休業をすることができない職員)

第8条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。

第9条第1項中「(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を削り、同条第2項中「(以下「規則で定める休暇」という。))」を削り、「非常勤職員」の次に「(再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。))」を、「当該休暇」の次に「又は当該特別休暇」を加え、同条第3項中「労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は規則で定める休暇」を「八千代市職員の休日及び休暇に関する条例第8条の規定により規則で定める休暇のうち、前項に規定する休暇又は特別休暇に相当する休暇として規則で定めるもの」に、「当該育児時間又は当該規則で定める休暇」を「当該休暇」に改める。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件について見直す等のため、条例を改正いたしたい。



議案第6号

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年
八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「消防団員」の次に「の報酬（別表第5の1年額報酬の表に
定めるものに限る。）」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中
「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2
項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項
を加える。

3 消防団員に対する報酬（別表第5の2出動報酬の表に定めるものに限る。

）は、その職務を行った回数に応じて支給する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条第1項中「前6条」を「第7条から第10条まで及び前条」に改め、
同条第2項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

別表第3備考1中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

別表第5中

「

区分	報酬年額

を
」

「 1 年額報酬

区分	報酬年額
----	------

に
改め、同表消防団の部班長の項中「32,000」を「37,000」に改め、同部団員の項中「28,000」を「36,500」に改め、同表に次のように加える。

2 出動報酬

区分	単位	報酬額
水火災、地震等のため出動した者	1回につき	8,000円
警戒のため出動した者	1回につき	7,000
訓練のため出動した者	1回につき	7,000
その他市長が規則で定める目的のため出動した者	1回につき	7,000

備考 1回の出動時間が4時間未満である場合の報酬額は、この表に定める報酬額にかかわらず、この表に定める報酬額に2分の1を乗じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度の消防団員の報酬及び費用弁償について適用し、令和3年度までの年度の消防団員の報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員の報酬の額を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第7号

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正したい。

議案第 8 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 9 号中「いう」の次に「。第 2 1 号において同じ」を加え、「1 件につき（1 世帯をもって 1 件とする。）」を「1 通につき」に改め、同条第 2 0 号中「1 件につき（1 枚をもって 1 件とする。）」を「1 通につき」に改め、同条第 2 1 号中「住民票」の次に「又は除票」を加え、「1 件につき（1 枚をもって 1 件とする。）」を「1 通につき」に改め、同条第 4 4 号の表租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イ、第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ、第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の項中「、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ」を「又は第 6 3 条第 3 項第 5 号イ」に改め、「又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イ」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定（第 4 4 号に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正前の法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号

）第2条第12号の7の2に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が令和4年4月1日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第2項第1号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の第2条第44号の表の規定の適用については、同表中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号イ又は第7号イ」とする。

提案理由

住民票除票の記載事項に関する証明手数料の規定を追加する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 9 号

八千代市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市都市公園条例の一部を改正する条例
八千代市都市公園条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 1 9 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 6 条の 3 に次の 2 号を加える。

- (12) 保品近隣公園
- (13) 西部近隣公園

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公
布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の八千代市都市公園条例（以下「改正後の条例」と
いう。）、第 6 条の 3 の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他
の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第 6 条の 5 及び
第 6 条の 6 の規定の例により行うことができる。

提案理由

都市公園の管理を指定管理者に行わせるため、条例を改正いたしたい。

議案第 1 0 号 令和 3 年度八千代市一般会計補正予算 (第 1 4 号)

議案第 1 1 号 令和 3 年度八千代市一般会計補正予算 (第 1 5 号)

議案第 1 2 号 令和 3 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 1 3 号 令和 3 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 1 4 号 令和 3 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第 1 5 号 令和 3 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第16号 令和4年度八千代市一般会計予算

議案第17号 令和4年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第18号 令和4年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第19号 令和4年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第20号 令和4年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和4年度八千代市水道事業会計予算

議案第 22 号 令和 4 年度八千代市公共下水道事業会計予算

議案第23号

和解について

市は、次のとおり和解する。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 当事者 原告 八千代市
被告 沖電気工業株式会社
三峰無線株式会社
- 2 事件名 東京地方裁判所 令和2年(ワ)第17933号
損害賠償請求事件

3 事件の内容

本市が平成24年5月10日に実施した消防救急デジタル無線購入の入札において、製造販売業者である沖電気工業株式会社（以下「被告①」という。）を含む大手5社により談合が行われ、本市が契約した被告①の販売代理店三峰無線株式会社（以下「被告②」という。）についても被告①との共同不法行為が認められたため、本市は当該談合がなければ形成されたであろう契約金額と実際の契約金額との差額相当額に係る賠償を請求したが、被告①及び被告②（以下「被告ら」という。）はこれに応じなかったことから、令和2年7月17日に東京地方裁判所に対し損害賠償金5,775,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める上記訴訟を提起し、原告及び被告らの主張の整理が行われる中で、令和3年11月10日に同裁判所より和解を勧告された。

4 和解の内容

- (1) 被告らは、原告に対し、和解金として、連帯して7,042,336円の支払義務があることを認める。

- (2) 被告らは、原告に対し、前号の金員を、令和4年5月16日限り、原告の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告らの負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告らは、原告と被告①との間及び原告と被告②との間には、本件に関し、第1号から第5号までに定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

令和2年7月17日に東京地方裁判所に対し訴訟提起した損害賠償請求事件について、同裁判所から示された和解勧告に基づき和解いたしたい。

議案第24号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 左海尚子

住所 千葉県八千代市大和田

提案理由

令和4年3月31日付けで委員が辞職となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年2月18日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 三橋洋子
住所 千葉県八千代市八千代台北

